平成２２年（フ）第１６９５号
札幌市手稲区曙３条１丁目11番14号　修香荘201号
債務者　藤原　能和
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６９７号
札幌市厚別区厚別中央３条２丁目13番39号　サンファミリエ201号
債務者　高橋　由憲
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６９８号
札幌市厚別区厚別中央３条２丁目13番39号　サンファミリエ201号
債務者　高橋　艶子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７０８号
札幌市手稲区曙１条１丁目６番33号　栄荘202号、住民票上の住所札幌市手稲区曙１条１丁目６番33号　栄荘105号
債務者　熊木　宏一
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８号
北海道紋別市幸町６丁目５番１―306号
債務者　林　ツル子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２２年（フ）第２５３号
新潟県新潟市東区藤見町１丁目１番１号　県営藤見町住宅507号
債務者　竹内　優子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２９号
静岡県沼津市東原222番地の１　バーデンハウスＡｎ102
債務者　野口　友香
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１２７１号
堺市南区大森255番地
債務者　中野　政己
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６３８号
大阪府松原市天美北６丁目467番地の１　Ａ―203号
債務者　奥田　征子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６３９号
大阪府松原市天美北６丁目467番地の１　Ａ―203号、登録原票上の住所大阪府松原市天美東７丁目63番地　203号
債務者　野村朋代こと　鄭　　朋代
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６５２号
大阪府高石市綾園３丁目３番５号
債務者　宮﨑　豊司
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６５３号
大阪府高石市綾園３丁目３番５号
債務者　宮﨑　明美
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６９０号
大阪府藤井寺市沢田１丁目10番15号
債務者　岩下　　覺
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６９６号
大阪府富田林市甲田４丁目11番７号
債務者　横山　　隆
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７１６号
堺市西区上野芝町３丁７番20―101号、前住所大阪府泉佐野市長滝2099番地　長滝第一住宅９―104
債務者　石原　　誠
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７２３号
大阪府藤井寺市惣社１丁目２番35号
債務者　岡　　潤一（旧姓中藤）
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係